

第 3 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 8 年 3 月 1 9 日(木) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 9 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 1 0 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 1 1 号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

(4) 議案第 1 2 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 8名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 11名

12番	佐川	正治	13番	添田	文彦	14番	小針	淳一
15番	渡邊	健一	16番	伊藤	良平次	17番	小豆畑	元
18番	添田	健	19番	円谷	和司	20番	近内	壽夫
21番	矢内	常男	22番	福田	正三			

5 欠席委員

農業委員 1名

7番 近内 貞夫

農地利用最適化推進委員 1名

11番 近藤 強

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

書記 矢内 翔太

議長 本日の農業委員の出席は8名です。
定足数に達しておりますので、只今より第3回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、6番 大串政一委員、1番 黒崎佳奈委員 を指名いたします。

(1) 議案第9号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。
議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1及び番号2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました鈴木義延委員に報告を求めます。

鈴木義延委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
令和8年3月18日水曜日午前9時より、譲渡人の〇〇〇〇氏は高齢のため出席できず代理人としての〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の矢内常男氏と私の4名で調査しました。
申請地は字〇〇〇〇番 地目田 158㎡、字〇〇〇〇番 地目田 234㎡、字〇〇〇〇番 地目田 447㎡、字〇〇〇〇番 地目田638㎡、字〇〇〇〇番 地目 畑 216㎡です。
場所は、〇〇〇〇より〇〇〇〇道〇〇〇〇号線〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ進み、〇〇〇〇を右折し、〇〇〇〇方面へ向かい、1km先右側に位置します。
申請理由は、譲渡人の〇〇〇〇氏は高齢で他町村に住んでおり田畑の耕作をしておりません。そこで譲受人の〇〇〇〇氏に贈与したいとのことで、

今回の申請にいたりました。譲受人の〇〇〇〇氏は現在、本人所有の農地と本件農地を耕作しており、引き続き周辺農地とも協調し問題なく耕作できると思います。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議長 異議のないものと認め、議案第9号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員

農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和8年3月7日土曜日午前10時より譲受人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の〇〇〇〇氏と私の3名で現地を調査しました。

申請地は3ヶ所あり、1ヶ所目は〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇地内にある〇〇〇〇の入口より約400m先の〇〇〇〇の手前の十字路を右折し、約200m先の右側に位置します。

字〇〇〇〇番 地目畑 452㎡

字〇〇〇〇番 地目田 30㎡です。

2ヶ所目は〇〇〇〇地内にある〇〇〇〇線と〇〇〇〇道路との交差点より〇〇〇〇方面に向かい約400m行ってT字路を右折したところに位置します。

字〇〇〇〇番 地目田 558㎡

字〇〇〇〇番 地目田 58㎡

字〇〇〇〇番 地目田 868㎡ です。

3ヶ所目は2ヶ所目の場所より西側に約300m進み、〇〇〇〇にでましたら右折し約200m行った所の左側に位置します。

字〇〇〇〇番 地目田 3 4 9 m²
字〇〇〇〇番 地目田 3 5 7 m²
字〇〇〇〇番 地目田 3 7 7 m² です。

以上、計8筆 3, 0 4 9 m²です。

申請理由は、現在譲渡人の〇〇〇〇氏は町内で一人暮らしをして所有している農地はすべて貸し出しており、高齢のためこれらの田畑を整理することとなりました。

この件を〇〇〇〇が仲介し、譲受人の〇〇〇〇氏へ話し了解を得られ、今回の申請にいたりしました。

譲受人の〇〇〇〇氏は現在息子2人と農業に励み、米の収穫の受託をしており、地域の担い手として頑張っております。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

« 「異議なし」の声あり »

議 長 異議のないものと認め、議案第9号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第10号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1及び番号2は第3種農地であります。

議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員

農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和8年3月13日9時30分より現地調査を行いました。

代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の6名で、字〇〇〇〇番、地目畑 439㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方向へ1km先の信号機を〇〇〇〇方面へ左折し、100m進んだ〇〇〇〇に位置します。

現在の住宅は、娘と二人暮らしで老朽化が進んでいることから新築することにしました。しかし、現在の場所は令和元年の台風等の影響で2回浸水しており、毎日の生活に不安を抱えています。このことから新築する場所を検討したところ、今回の申請地が高台で浸水の危険性もなく、安全に生活できると考えました。

申請地は、父の所有地ですが長年耕作しておらず今後も耕作する予定は無いことから、農地ではありますが父も快く無償で貸して頂けることになり今回の申請となりました。

周辺の農地に対し日照等の影響や集団農地の蚕食または分断もなく、新たに造成は無いことから土砂の流出はありません。

取水は、公営水道より給水し汚水は合併浄化槽により処理し町道側溝へ排水します。雨水は自然浸透および町道道路側溝へ排水します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1について、何かご意見等ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第10号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました近内壽夫委員に報告を求めます。

近内壽夫委員

農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和8年3月13日午前10時より、代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏と私の5名で、字〇〇〇〇番 地目田970㎡、字〇〇〇〇8番 地目田 221㎡を現地調査しました。

場所は〇〇〇〇から〇〇〇〇を北へ170m進んだ左側に位置します。

左手前にはすでに太陽光発電設備が設置されています。

所有権移転の目的は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は整地し周囲にフェンスを設置します。周囲に農業用排水施設はありません。雨水は敷地内の自然浸透を計画しており、近隣の農地に対する影響は少なく支障はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2について、何かご意見等ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第10号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

(3) 議案第11号

石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議 長 議事に入ります。

議案第11号石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました番号1の編入であります。基盤整備事業の対象農地に位置付けるため編入であります。

議 長 只今、説明のありました、石川農業振興地域整備計画変更番号1に対する

意見決定について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第11号石川農業振興地域整備計画変更番号1に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

(4) 議案第12号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第12号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第12号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号137を一括して承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議長 異議がないものと認め、全て承認するものと決定いたします。

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後2時28分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和8年3月19日

石川町農業委員会長

議事録署名人

6番

1番
